

耐震補助事業のお知らせ

昭和56年5月31日より以前に工事着工した建物は旧耐震と呼ばれ、大地震が発生した場合倒壊する可能性が高いとされています。30年以内に南海トラフ地震（想定マグニチュード8～9）が70～80%の確率で発生すると予測され、旧耐震の建物は倒壊の被害が多数出るといわれています。建物を補強することで人命や財産を守ることができるので、ぜひこの事業をご活用ください。

《耐震診断補助》

耐震診断にかかる費用の一部を補助するものです。

【対象となる住宅】

町内のすべての民間建築物・住宅

【対象となる耐震診断】

①一般診断

耐震性の有無を診断します。

- ・診断料（延面積200㎡以内の場合）

耐震診断料71,200円。うち、補助金額60,000円、自己負担額11,200円

延面積200㎡を超える住宅については、100㎡ごとに耐震診断料が9,100円（自己負担額1,100円）加わります。

- ・条件：町内に建つ民間住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で建てられた2階以下の一戸建て住宅

②補強計画

一般診断で耐震性が無いと判断された建築物をどのように補強するかを診断します。

- ・診断料（延面積200㎡以下の場合）

耐震診断料71,200円。うち、補助金額60,000円、自己負担額11,200円

延面積200㎡を超える住宅については、100㎡ごとに耐震診断料が9,100円（自己負担額1,100円）加わります。

- ・条件：町内に建つ民間住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法で建てられた2階以下の一戸建て住宅

※一般診断を先に受けなければなりません。

③その他の構造の住宅や構築物（事務所など）

【注意事項】

- ・耐震診断 募集件数 5件 補強計画 募集件数 1件（先着順）となります。
- ・構造や規模などにより診断料、その他の条件が異なりますのでお問い合わせください。
- ・国税、地方税等を完納していない方は、補助を受けることができません。

《耐震改修補助》

耐震改修にかかる費用の一部を補助するものです。

補強計画の結果に基づいて改修を行って頂きます。

【対象となる住宅】

町内のすべての民間建築物・住宅

【対象となる耐震改修】

①耐震診断事業の結果、『倒壊の危険性がある』又は『倒壊する可能性が高い』と診断された建築物で、同事業を活用した補強計画の結果に基づき耐震改修を行う一戸建ての住宅

②令和5年3月末日までに改修工事が完了するもの。

（改修内容によって期間が異なります。予めご相談下さい。）

【補助金額】

1棟あたり、耐震改修対象工事費の23%以内（50万円を限度）

【注意事項】

- ・募集件数1件（先着順）となります。
- ・過去の耐震改修工事（工事中を含む）は補助の対象となりません。
- ・国税、地方税等を完納していない方は、補助を受けることができません。
- ・補強計画を先に受けなければなりません。

【締め切り】10月31日(月)まで

